

○内閣府告示第四百四十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十六年内閣府告示第百六十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 東京都千代田区
- 二 構造改革特別区域の名称 キャリア教育推進特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 東京都千代田区の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業（八一―）及び学校設置会社による学校設置事業（八一六）

○内閣府告示第四百四十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第六条第二項で準用する同法第四条第九項の規定に基づき、平成二十年内閣府告示第五百十九号をもって公示した構造改革特別区域計画の変更を平成二十七年十一月二十七日付けで認定したので、次のとおり公示する。

平成二十七年十二月十七日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 岐阜県揖斐郡揖斐川町
- 二 構造改革特別区域の名称 豊かな心と体を育む給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 岐阜県揖斐郡揖斐川町の全域
- 四 変更後において実施し又はその実施を促進することができる特定事業の名称（番号については、構造改革特別区域法第三条第一項に規定する構造改革特別区域基本方針別表第一に定めるところによる。） 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業（九二〇）